

【参考】補助金に係る消費税の取扱について

補助金に含まれる消費税及び地方消費税額（以下「消費税等」という）については、消費税等の確定に伴う報告書に記入して提出いただき、後日、県に返還いただくことになります。

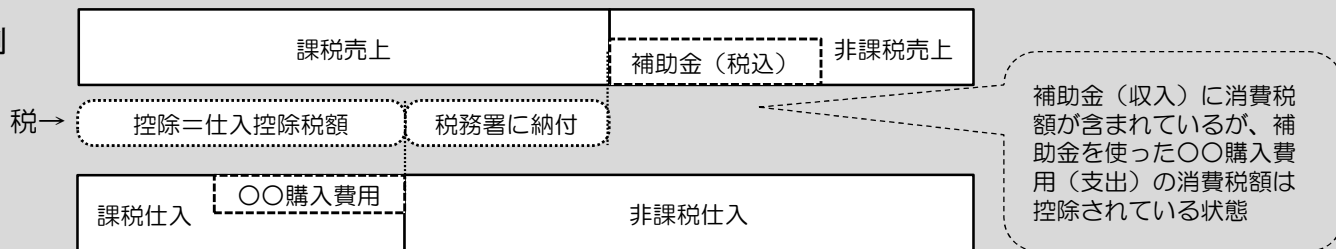
▼なぜこの報告書が必要なのか

消費税の仕入税額控除は、課税事業者が、課税対象消費税額（預かり消費税）から期間中に支払った消費税額（支払い消費税）を消費税の確定申告により控除できる制度です。

今回の支援金事業にかかった経費を「控除対象仕入税額」に算入していた場合、その消費税等に相当する金額が控除されることになります。

しかし、県からの補助金（事業者の収入）は、制度上「非課税売上」として計上されます。

※例



よって、今回の報告書で「控除対象仕入税額のうち補助金に係る部分（＝消費税の確定申告において控除対象仕入税額に算入した金額）」を報告いただき、対象となる消費税の金額を県に返還していただくことになります。

▼確認用フローチャート

①補助対象経費が人件費等の非課税仕入のみ

②消費税の確定申告義務がない

③簡易課税方式で申告している

④公益法人等（※）であり、特定収入割合が5%を超える

※一般社団法人、社会医療法人、社会福祉法人、など

⑤個別対応方式で、補助金対象経費に係る消費税を「非（不）課税売上のみ」に要するものとして申告している（申告予定である）

①～⑤いずれか「はい」

（例）
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

1…確定額又は精算額	金 30,000 円
2…仕入控除税額	金 0 円

仕入控除税額が0円でも、0円と記入して、県へ提出してください。

（例）
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

1…確定額又は精算額	金 30,000 円
2…補助金に係る仕入控除税額	金 ??? 円
3…添付書類算出資料など	

この金額が、後日、県へ返還となります。

仕入控除税額を計算し記入して県へ提出してください。

①～⑥に該当しない

▼仕入れ控除税額（県への返還額）の計算方法

課税売上高が5億円以下かつ
課税売上割合が95%以上の法人の場合

●全額控除

$$\text{補助金額} \times \frac{\text{補助対象経費のうち課税売上対応分}}{\text{補助対象経費}} \times \frac{10}{110} = \text{返還額}$$

課税売上高が5億円超または
課税売上割合が95%未満の法人の場合

●個別対応方式により消費税の申告を行っている場合

$$\begin{aligned} \text{A} \quad & \text{補助金額} \times \frac{\text{補助対象経費のうち課税売上対応分}}{\text{補助対象経費}} \times \frac{10}{110} = \text{返還額 A} \\ \text{B} \quad & \text{補助金額} \times \frac{\text{補助対象経費のうち共通対応分}}{\text{補助対象経費}} \times \text{課税売上割合} \times \frac{10}{110} = \text{返還額 B} \end{aligned} \quad \left. \vphantom{\begin{aligned} \text{A} \\ \text{B} \end{aligned}} \right\} \text{A+B}$$

●一括比例配分方式により消費税の申告を行っている場合

$$\text{補助金額} \times \frac{\text{補助対象経費のうち課税仕入額}}{\text{補助対象経費}} \times \text{課税売上割合} \times \frac{10}{110} = \text{返還額}$$

※注意事項

・端数処理について、計算途中は小数点以下をそのまま（切捨・切上しない）で、計算結果（返還額）は小数点以下を切り捨てます。

・補助対象経費に課税仕入れと非課税仕入が混在する場合、原則として、補助対象経費に含まれる課税仕入れと非課税仕入れの割合により補助金額を按分し、課税仕入れに係る補助金額のみを計算対象とします。

